



埼玉県議会議員

宇田川 ゆきお

県政報告

令和2年5月12日発行

春号

資料編

新型コロナウイルスに使える緊急支援(八潮市版)

発行:埼玉県議会自由民主党議員団 宇田川ゆきお県政事務所 〒340-0801 埼玉県八潮市八條393 TEL.048-932-4055 FAX.048-934-7099
E-mail: contact@udagawayukio.com https://www.udagawayukio.com/

個人向け

もらえる

ひとりあたり10万円支給

【対象】すべての国民(所得制限なし)

☎特別定額給付金コールセンター

☎0120-260-020

受付時間 9:00~18:30(毎日)

こども一人あたり1万円支給

子育て世帯特別給付金

【対象】現在、児童手当を受給している世帯

☎八潮市役所 ☎048-996-2111(代)

3ヵ月から最長9ヵ月、一定額を上限に家賃を支給

住居確保給付金

【対象】離職・廃業等から2年以内の方、もしくは離職・廃業にならなくとも休業等により収入が減収し、家賃の支払いが同様に困難になっている方々

☎自立相談支援相談窓口

(八潮市役所社会福祉課内)

☎048-949-6317

受付時間 8:30~17:15(平日)

授業料の減免+給付型奨学金の支給

【対象】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生(4人世帯の目安年収380万円以下)

☎日本学生支援機構奨学金相談センター

☎0570-666-301(ナビダイヤル)

受付時間 9:00~20:00(平日)

借りられる

無利子 60万円まで

主に失業者への総合支援資金

【対象】収入減や失業により生活維持が困難な世帯

【内容】単身:月15万円以内/2人以上:月20万円以内、原則3ヵ月、最長12ヵ月(返済期間:10年以内・返済時の所得状況に応じて免除可能)

☎八潮市社会福祉協議会

☎048-995-3636

受付時間 8:30~17:15(平日)

無利子 10万円もしくは20万円

主に休業者への緊急小口資金

【対象】休業等により収入の減少があり、生計維持のための貸付が必要な世帯

【内容】子供の休校によりやむなく休業し、急な生活費を要する方に20万円、その他の場合に10万円(返済期間2年以内 借りた後、最大1年間返済を猶予、その後2年以内に返済)※返済時の所得に応じて免除可能

☎八潮市社会福祉協議会

☎048-995-3636

受付時間 8:30~17:15(平日)

減免・免除

★国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料の減免等

【対象】一定程度収入が下がった方

☎八潮市役所 ☎048-996-2111(代)

★国民年金保険料の全部または一部免除

【対象】令和2年2月以降に業務が失われたこと等により収入が減少し、所得が相当程度まで下がった方(所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる場合)

☎八潮市役所 ☎048-996-2111(代)

猶予

◆無担保・延滞税なしで納税1年間猶予

【対象】令和2年2月から納期限までの任意の期間(1ヵ月以上)において、収入が前年同期に比べ約20%以上減少し、一時の納税が困難と認められる場合。

【内容】確定申告で納める所得税、個人住民税、固定資産税等の納税1年間(猶予納期限が過ぎたものも、さかのぼり利用可能)

☎国税局猶予相談センター

☎048-615-3007

受付時間 8:30~17:00

(平日)



◆入居できなかった場合の住宅ローン減税対象期間の延長

【対象】新築は令和2年9月末、建売・中古は取得、増改築等を令和2年11月末までの契約で新型コロナウイルスの影響により令和2年12月末までに入居が遅れた場合

【内容】住宅ローン減税の対象に組み入れ

☎越谷税務署 ☎048-965-8111

受付時間 8:30~17:00(平日)

中小企業向け

もらえる

20万円(県内の複数事業所を休業している場合は30万円)

■埼玉県中小企業・個人事業主支援金

☎埼玉県中小企業等支援相談窓口

☎0570-000-678(ナビダイヤル)

受付時間 9:00~18:00(毎日)

※テレワーク導入助成金(働き方改革推進支援助成金新型コロナウイルス対策のためのテレワークコース) 上限100万円

☎テレワーク相談センター

☎0120-91-6479

受付時間 9:00~17:00(平日)

※小規模事業者持続化補助金(上限100万円)

☎中小企業基盤整備機構

企画部 生産性革命推進室

☎03-6459-0866

受付時間 9:30~12:00、
13:00~17:30(平日)

※ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(上限1,000万円)

☎ものづくり補助金事務局サポートセンター

☎050-8880-4053

受付時間 10:00~17:00(平日)

※IT導入補助金特別枠(C類型)(30万~450万円)

☎サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター

☎0570-666-424

※IP電話等の場合 ☎042-303-9749

受付時間 9:30~17:30(平日)

最大200万円

■持続化給付金

【対象】売上が前年同月比で50%以上減少している場合

【内容】(前年総売上) - (前年同月比50%月の売上減少×12)を給付

☎持続化給付金事業コールセンター

☎0120-115-570

受付時間 8:30~19:00(毎日)

上限8,330円/人×休業日数

■雇用調整助成金

【対象】売上が5%以上減少。一時的な休業等により労働者の雇用維持を図った事業主。

令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用

【内容】上限8,330円/人×休業日数を支給

※令和2年1月以降に設置された雇用保険適用事業所も助成の対象になり得ます。

☎コールセンター ☎0120-60-3999

受付時間 9:00～21:00(毎日)

上限8,330円/人×休暇取得日数

■小学校休業等対応助成金

【対象】令和2年2月27日～6月30日までに、小学校の休校等や、子供の感染またはその疑い等により、子供への対応が必要となった労働者に有給の休暇を取得させた事業主

【内容】上限8,330円/人×休暇取得日数を支給

☎コールセンター ☎0120-60-3999

受付時間 9:00～21:00(毎日)

借りられる

融資限度額 3,000万円

●埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金

【対象】売上高15%減少の小・中規模事業者もしくは個人事業主もしくは、売上高5%減少の個人事業主

【内容】当初3年間無利子・無担保・据置最大5年の融資、4年目以降年1.4%以内。売上高5%減少の小・中規模事業者に対し、融資利率を年1.5%以内(保証料0.425%)。

☎産業労働部 金融課 企画・制度融資担当

☎048-830-3801

融資限度額

1億6,000万円または最大1億円

●埼玉県経営安定資金(コロナ対応)

①【対象】売上高等が前年同期に比べて15%以上減少している事業者

【内容】最大1億6,000万円、融資利率年0.5%以内、融資期間最大10年間(うち据置最大5年間)。

②【対象】国が指定した旅館・レストラン・貸切バス等の不況業種で、売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している事業者

【内容】最大1億円、融資期間最大10年間(うち据置最大5年間)。

☎産業労働部 金融課 企画・制度融資担当

☎048-830-3801

融資限度額 最大1億円

●埼玉県経営あんしん資金(コロナ対応)

【対象】売上高等が前年同期に比べて減少している、または減少見込みの事業者

【内容】融資限度額最大1億円、融資利率年0.8%以内、融資期間最大10年間(うち据置最大5年間)

☎産業労働部 金融課 企画・制度融資担当

☎048-830-3801

融資限度額 最大1億5,000万円

●埼玉県緊急借換資金

【対象】売上高等が過去3年のいずれかの同期に比べて減少している事業者

【内容】融資限度額最大1億5,000万円。新規の運転資金を追加しつつ、既存の信用保証付き融資を借り換えて返済期間を延長し、毎月の返済負担の軽減が可能

☎産業労働部 金融課 企画・制度融資担当

☎048-830-3801

融資上限額 3億円のうち利子補給額1億円

●日本政策金融公庫等・商工中金による実質無利子・無担保融資

【対象】最近1ヵ月の売上が前年同期比で5%以上減少した場合

【内容】当初3年間、1億円を限度に0.21%まで利下げ。(売上高が20%以上減少した場合は、後日の利子補給により、当初3年間は実質無利子)

☎事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

受付時間 9:00～17:00(平日)

融資上限額 7.2億円(金利平均1.11%)

●日本政策金融公庫等セーフティネット貸付

【対象】売上減少の実績が無くても今後の影響が見込まれる場合

☎事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

受付時間 9:00～17:00(平日)

融資上限額 3,000万円

(当初3年間で金利補給期間)

●民間金融機関による実質無利子・無担保融資

【対象】売上高等が5%又は15%減少した場合、保証料減免(1/2又はゼロ)と実質無利子で融資。(SN4号・5号・危機関連保証が要件)

☎民間金融機関

※医療事業者に対する無利子・無担保等の優遇融資

☎(独)福祉医療機構
福祉審査課貸付部



減免・免除

テレワークのために行う設備投資税制

★中小企業経営強化税制の拡充

【対象】遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する機械装置・工具・器具備品・建物付属設備・ソフトウェア

【内容】即時償却または7%(資本金3,000万円以下の法人は10%)税額控除(適用期限:令和3年3月31日)

☎中小企業庁



ゼロまたは1/2に軽減

★固定資産税・都市計画税

【対象】令和2年2月～10月の任意の3ヵ月間の売上高が、前年同期間と比べ、50%以上減少

【内容】中小事業者等の償却資産と事業用家屋の令和3年度分の固定資産税と都市計画税をゼロに(30%以上50%未満減少の場合は1/2に)

☎八潮市役所 ☎048-996-2111(代)

猶予

◆厚生年金保険料等の納付1年間猶予

【対象】新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1ヵ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があった事業主

※令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象。

☎越谷年金事務所 ☎048-960-1190

◆無担保・延滞税なしで納税1年間猶予

【対象】令和2年2月から納期限までの任意の期間(1ヵ月以上)において、収入が前年同期に比べ約20%以上減少し、一時の納税が困難と認められる場合。

【内容】令和2年2月1日～令和3年1月31日に納期限がくる国税・地方税(納期限が過ぎた未納分についても、さかのぼり利用可能)を無担保・延滞税なしで納税1年間猶予

☎八潮市役所 ☎048-996-2111(代)

◆課税期間開始後における消費税の課税・免税事業者選択届出に関わる特例

【対象】令和2年2月1日～令和3年1月31日のうち、1ヵ月以上の任意の期間の収入が、前年同期比で約50%以上減少。当該課税期間の申告期限までに税務署に申請書を提出した場合。

【内容】課税事業者を2年間継続する必要なし

☎越谷税務署 ☎048-965-8111

受付時間 8:30～17:00(平日)

今後、支援策は拡充・追加が予想されます。最新情報をご確認下さい。

首相官邸



埼玉県



八潮市



自民党
(コロナ対策)

